

令和6年度 岡山県立勝間田高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校に設置する部活動

- 【運動部】(10 うち男子11、女子9) 陸上競技(男女)、卓球(男女)、バレーボール(男女)、ソフトテニス(男女)、軟式野球(男子)、山岳(男女)、剣道(男女)、サッカー(男子)、柔道(男女)、弓道(男女)、なぎなた(男女)
- 【文化部】(5) 総合芸術(美術・書道)、華道、吹奏楽、郷土芸能、自動車

2 目 標

- (1) 異年齢集団による自主的活動を通じて健全な心身を育み、社会に主体的に参加する態度を育む。
- (2) 各自の適性や興味・関心に応じた運動や文化的活動に親しむことで、学習意欲の向上や責任感、協調性、コミュニケーション力等を養う。

3 部活動の運営について(校内での取り決め事項等)

- (1) 休養日
 - ・原則、毎週土日のどちらか一日は休養日とする。また平日のうち少なくとも一日は休養日とするよう努める。
 - ・試合等によって土日とも活動する場合は、あらかじめその前後の週に休養日を振り替える。
- (2) 活動時間
 - ・平日、休業日とも2～3時間程度とする。(準備等は含めない)
 - ・最終下校時刻は、4月～9月は18時30分、10月～3月は17時30分とする。
 - ・考査期間中は原則として活動を中止する。ただし、大会前の練習は職員会議で承認を得て行うことができる。成績不振者の活動については十分配慮する。
 - ・長期休業中の活動計画は、各学期の終業式までに顧問が作成する。
- (3) 遠征、合宿等
 - ・遠征や合宿の実施に当たり、顧問は計画書を提出し校長の許可を得なければならない。
- (4) 大会参加
 - ・高体連(高野連)・高文連主催大会への参加を原則とするが、その他団体による主催大会への参加は、事前に部活動委員会で審議し校長の許可を得る。
- (5) 活動方針、活動計画、活動実績の公表
 - ・活動方針、活動計画、活動実績は本校HPに掲載する。

4 その他

- (1) 体罰・ハラスメント等を根絶するための取組
 - ・顧問は生徒の成長を支援し、やる気を引き出す指導に努める。また、いかなる理由でも体罰・ハラスメント等は絶対許されないと認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
 - ・年2回、部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。
- (2) 顧問会議
 - ・定例会議を年度当初に行う。臨時会議は必要に応じて実施する。
 - ・定期的に部長会を行い、校内の取り決めの共有を図る。
- (3) 部費の取扱
 - ・生徒からの集金は公費に準ずる(学校徴収金マニュアルに基づく)取扱とし、適切に管理する。
 - ・決算については、顧問は校長に提出した上で、保護者にも適切に報告する。
- (4) その他
 - ・規律違反等があれば、顧問会議・職員会議で審議して一定期間活動を停止させることがある。
 - ・顧問は部活動日誌を活用して日々の活動状況を把握し、生徒理解に努めると共に、保護者にも活動計画や実績を報告し部活動への理解と協力が得られるように努める。